

令和 2 年度 社会福祉法人恵愛会 保育士修学奨学金
募 集 要 項

1. 修学奨学金貸付制度について

保育教諭・保育士を目指して養成施設に在学する学生の皆さん並びにご入学が確定した皆さんの修学を支援し、質の高い保育教諭・保育士の養成を目的とした社会福祉法人恵愛会の修学奨学金貸付制度です。

応募資格	① 保育教諭・保育士養成施設に在学中の方 ② 保育教諭・保育士養成施設に入学が確定している方
募集人数	若干名
貸与金額	年額 200,000 円（年 2 回分割交付）
貸与期間	入学月から養成施設に在学する期間（但し 2 年間を限度とします）
貸与利子	無利子
返還免除	養成施設の卒業の日から 1 年以内に保育士の登録を行い、社会福祉法人恵愛会が運営する施設（美咲こども園・美咲の森保育園）に、3 年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。
返還の対象	奨励金が返還免除の対象とならない場合。 また、卒業後、社会福祉法人恵愛会の運営する施設に勤務し、3 年間に満たず退職した場合
返 還	一括または月賦による返還とします。事由が生じた日から 15 日以内に奨励金返還計画書を提出し返還する。

2. 貸与の休止・停止

休 止 奨学生が休学、長期間にわたって欠席したときは、その期間奨学金を停止する。

停 止 1. 養成施設を退学した場合
2. 養成施設の正規の修学期間を超えた場合
3. 社会福祉法人恵愛会に就職しないことが明らかになった場合
※それまでの貸与分は返却して頂きます。

3. 申請の手続き

(1) 申請

令和2年8月31日(月)まで随時受け付け

(2) 提出書類

① 奨学金貸付申請書

② 養成施設の在学証明書

③ 保証人の収入を証明する書類

- ・源泉徴収票、市町村の所得証明書、直近の給与支給明細書の写しのいずれか
- ・確定申告書の写し(給与所得以外の所得がある場合)

④ 直近の成績証明書(新たに入学された方で直近の成績証明書が発行できない場合は高校の成績証明書とする)

(注1) 上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(注2) 提出された書類は、奨学金制度以外の用途には使用しない。

(注3) 提出された書類は返却しない。

(3) 選考

提出書類と応募者との面談の上審査委員会で審査し、結果をお知らせします。

4. 申し込み・問い合わせ先

〒997-0857 山形県鶴岡市美咲町32-8
社会福祉法人恵愛会 法人本部 (担当: 富 樫)
電 話 0235-28-3331
E-mail info@keiaikai.ed.jp